

【浴場業】

1 補助対象者について

Q1 全ての浴場業が補助の対象となりますか。

A1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に規定する浴場業の用に供する浴場は対象外です。申請には、保健所の発行した申請する施設の確認証の写しを添付してください。

Q2 主たる事業は浴場業ですが、その他の業種（飲食業、理美容業、洗濯業、製造・卸小売業、宿泊業、観光・体験業）の事業を営んでいます。複数事業をまとめて申請することはできますか。

A2 申請しようとする浴場業の店舗にその他の業種の店舗等が併設している場合に限り、浴場業の補助対象メニュー（下表参照）の範囲内においてまとめて申請が可能です。なお、併設と認められない場合は補助対象となりません。

※その他の業種とは高知県省エネルギー設備投資支援事業費補助金の対象業種に限ります。

※併設については補助事業全般についてのQ&AのQ3及びQ4を参照してください。

補助対象メニュー

業種	上限	下限	対象物品				
			照明設備	冷蔵・ 冷凍設備	洗濯・ 乾燥機	給湯器	ボイラー
飲食店業	100万	10万	○	○	×	×	×
理美容業	100万	10万	○	×	○	○	×
洗濯業	300万	50万	○	×	○	○	○
浴場業	300万	50万	○	×	○	○	○
製造 卸小売業	300万	50万	○	○	×	×	×
宿泊業 観光業 体験業	100万	10万	○	○	×	○	○

2 補助要件・補助対象事業について

Q 3 どのような設備が補助対象になりますか。

A 3 照明設備（LED 等）、洗濯機、乾燥機、給湯器、ボイラーです。

Q 4 補助対象金額はいくらですか。

A 4 50 万円～300 万円（消費税相当額除く）です。本体価格 75 万円～450 万円の設備に対し、2/3 以内の補助となります。